

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号							
許認可等の種類	特殊容器の製造事業者の指定	根拠条項	第17条						
審査基準	<p>○特殊容器（透明又は半透明の容器で経済産業省令で定めるもの）の製造の指定を受けようとするものは、申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>1 特殊容器製造事業者指定申請書の提出</p> <p>2 指定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない製造者は、指定を受けることができない。 ・特殊容器の製造方法及び検査方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 								
	受付 機関	くらしの安全 安心課	処理 機関	くらしの安全安 心課	交付 機関	くらしの安全安心課	標準処理期間 30日	目次 NO	3
							標準経由期間 日		